参考①

生前契約基本契約書

（「生前事務（後見事務を含む）」「死後事務」委任契約）

委任者　　○○○　　（以下「甲」という）と受任者特定非営利活動法人りすシステム（主たる事務所の所在地東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号、代表理事　杉山　歩、以下「乙」という）との間で、以下の契約を締結した。

第1条　甲は乙に対し、後記生前契約事務目録による「生前事務」（後見事務を含む）及び「死後事務」（甲の祭祀主宰を含む）の履行を委任し、乙は受諾した。

第2条　甲及び乙は、契約外特定非営利活動法人日本生前契約等決済機構（主たる事務所の所在地東京都千代田区麹町4丁目5番10号麹町アネックスビル201号、理事長　長吉　泉、以下「決済機構」という）が、本件委任事務の履行状況の監督及び甲が決済機構に預託した金銭の管理を行うことを承諾した。

第3条　乙が第１条の事務を履行するために必要となる費用及び報酬は、甲の負担とする。

第4条　甲は、本契約締結時または締結後、「生前事務」については、委任を希望する事務ごとに、その都度、書面もしくは口頭で、乙にその内容及び履行方法を提示し、「死後事務」については、その内容を書面にて乙に提示するものとする。

なお甲及び乙は、本契約を履行するために必要な、甲の意思を表示した書面については、直近の日付によるものを甲の意思として扱うことを確認した。

第5条　甲は、乙が本契約による事務を履行するに当たり、甲の生命及び財産に危険が生じる恐れのある危急時には、甲からの事前の依頼がない場合でも、例えば甲の居宅への立ち入り等、甲の生命及び財産の維持のために必要であると乙が判断して行った行為については、事後に報告を受けた上で追認するものとする。

第6条　本契約の締結に際し、甲は乙に対し生前契約分担金、会費（システム維持費）を別途定めるところにより乙に納付しなければならない。

第7条　甲は、甲自身の文書による意思表示によりいつでも本契約を解除することができる。

第8条　乙は、やむを得ない事情により本契約を継続することが不可能と判断した場合は、決済機構の承認を得た上で、本契約を解除することができる。

第9条　甲は、本契約の履行に必要な官公署その他の関係機関、各種契約先への届出・申請、これに基づく許認可文書その他の官公文書原本及び謄抄本の受領、年金保険等各種給付金の未受領金及び還付金の受領、公租公課その他、甲が支払い義務を負う未払金の支払い、並びにこれに関連する権限を乙に授与する。

生前契約事務目録

第1. 生活・療養看護に係る事務の受託

第2. 身元引受人等の受託

第3. 成年後見人等の受託並びにその事務の受託

第4. 火葬・埋葬に係る事務の受託

第5. 死後に発生する各種事務の受託

（西暦）　○○○○年　○○月　○○日　（公正証書作成日になります）

〈 見 本 〉

委任者

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（甲）氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

生年月日　大・昭・平　　年　　月　　日

受任者

所在地：東京都豊島区巣鴨 5 丁目 35 番 37 号

（乙）　特定非営利活動法人　りすシステム

代表理事　　杉山　歩